

第39回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成22年12月15日（水） 13:30～16:00

2. 場 所 （社）日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員：関村委員長（東京大学），新田副委員長（日本原子力発電），越塚幹事（東京大学），大島（原子力安全・保安院），鹿島（電力中央研究所），兼近（鹿島建設），楠橋（日本製鋼所），斉藤（日立GEニュークリア・エナジー），設楽（東京電力），千種（関西電力），百々（日本原子力技術協会），中島（日本原子力研究開発機構），中村（東北大学・放射線管理分科会長），西岡（日本原子力保険プール），西脇（東京大学），原（東京理科大学・耐震設計分科会長），平山（東芝），藤沢（富士電機システムズ），古川（三菱重工），宮野（法政大学），山口（発電設備技術検査協会），吉川（京都大学名誉教授・安全設計分科会長），吉村（東京大学・構造分科会長），和智（日本原子力発電），山本（原子力安全・保安院）（25名）

代理出席：中沢（中部電力・石原代理），多田（原子力安全基盤機構・佐藤代理），山本（原子力安全基盤機構・寺井原子燃料分科会長代理），渡邊（東京電力・棟近品質保証分科会長代理），横尾（東京電力・長崎運転・保守分科会長代理）（5名）

欠席委員：梶本（原子力安全基盤機構），森（日本電気協会）（2名）

常時参加者：日高（内閣府・角田代理）（1名）

説明者：幅野（東京電力・運転管理検討会主査），坂元（日本原子力技術協会・運転管理検討会），富松（三菱重工・破壊靱性検討会主査），大石（東京電力・品質保証理検討会）（4名）

事務局：牧野，高須，糸田川，国則，平野，田村，黒瀬，吉田，井上（日本電気協会）（9名）

4. 配付資料

資料 No.39-1 第38回 原子力規格委員会 議事録（案）

資料 No.39-2-1 原子力規格委員会 委員名簿

資料 No.39-2-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿（案）

資料 No.39-3-1 JEAC4804-201X「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案に関する公衆審査意見対応表

資料 No.39-3-2 JEAC4804-201X「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」新旧比較表（公衆審査意見に対する対応）

資料 No.39-3-3 JEAC4804-201X「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案

資料 No.39-4-1 JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）の適用指針」附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]2010年追補案に関する書面投票における意見対応について

資料 No.39-4-2 JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）の適用指針」附属書-2の変更比較表

資料 No.39-4-3 JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）の適用指針」-原子力発電所の運転段階-」附属書-2の2010年追補（案）

資料 No.39-5-1 JEAC4216「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法」制定案 規格委員会書面投票 意見回答集約表

資料 No.39-5-2 JEAC4216「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法」制定案

資料 No.39-6-1	原子力規格委員会設立 10 周年記念事業について(案)
資料 No.39-6-2	本文/解説の記載内容について
資料 No.39-7	ISO 規格 6258「Nuclear power plants – Design against seismic hazards」の検討結果について(報告)
資料 No.39-8-1	規格類協議会と規格基準連絡会の役割の明確化(運営要綱の比較)
資料 No.39-8-2	規格基準連絡会 運営要綱(案)

参考資料-1	日本電気協会	原子力規格委員会	規約
参考資料-2	日本電気協会	原子力規格委員会	委員参加状況一覧
参考資料-3	日本電気協会	原子力規格委員会	規程・指針策定状況

5. 議事

(1) 会議開催定足数の確認について

関村委員長による代理出席者5名の承認後、事務局より、委員総数32名に対して代理出席を含め、この時点で出席委員数は28名であり、委員総数の3分の2以上の出席という会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。(最終的に出席委員総数は30名)

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No.39-1に基づき、前回議事録案(事前に配付しコメントを反映済み)の説明があり、正式な議事録として承認された。

また、前回(第38回)原子力規格委員会以降の規格策定に関する動向について、以下のとおり報告があった。

1)規格の発刊状況等

【発刊済み】

JEAG4612「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」 9月30日発刊

JEAC4201-2007「原子炉構造材の監視試験方法 追補版」 11月10日発刊

JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」 11月30日発刊

【発刊準備中】

JEAG4628「原子炉格納容器内の塗装に関する指針」 12月発刊予定

JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」 1月発刊予定

【公衆審査結果】

JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」制定案

H22.8.23～H22.10.22の期間で公衆審査実施

意見なしのため発刊準備へ移行

【公衆審査実施中】

JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規定」改定案

H22.11.15～H23.1.14の期間で公衆審査実施中

意見2件あり、本日対応案の審議予定

2)前回の規格委員会での書面投票実施結果

JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規定」改定案

2次投票のため3分の2以上の賛成で可決(反対2票あり)

現在公衆審査実施中

JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程の適用指針」附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針] 20XX年追補版

反対1票により否決

品質保証分科会において意見対応案を検討。反対意見者に対して反対意見を取り下げるかどうか確認した結果、反対意見継続の連絡あり。規約に則り、意見対応案について、本日審議予定

JEAC4216「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 To 決定のための試験方法」制定案

反対意見付き反対がなく3分の2以上の賛成により可決(保留2票あり)

構造分科会において保留意見及び賛成その他意見の対応案を検討。規約の修正箇所につ

いて本日審議予定。

JEAG4211「取替炉心毎の安全性等確認指針」制定案

反対4票により否決(保留3票あり)

原子燃料分科会において対応案検討中。

JEAG4212「原子力発電所における炉心・燃料に係る検査指針」制定案

反対2票により否決(保留2票あり)

原子燃料分科会において対応案検討中

(3) 規格委員会委員及び分科会委員の承認について

1) 分科会委員の承認

事務局より、資料No.39-2-2に基づき、各分科会より推薦された新委員候補5名の報告があり、決議の結果、分科会委員として承認された。新任の分科会委員は下記の通り。

(安全設計分科会) 1名

小林哲朗(電源開発)

(原子燃料分科会) 1名

武井正信(日本原燃)

(耐震設計分科会) 2名

岩田吉左(電源開発)

中村隆夫(大阪大学)

(運転・保守分科会) 1名

近藤佳典(関西電力)

(4) 公衆審査における意見対応案の審議

1) JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案(運転・保守分科会)

幅野氏(東京電力・運転管理検討会主査)及び坂元氏(運転管理検討会)より、資料 No.39-3-1~No.39-3-3 に基づき、JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案について説明があった。

本件は、11/15~1/14の期間で公衆審査実施中であるが、現在2名の方からご意見をいただきその対応案として、廃止措置中の経験値として係数を0.8とすることを追記したもので、公衆審査の途中段階ではあるが対応案を審議いただきたいとの運転・保守分科会からの提案を受けたものである。

審議は、まず、今回提案された規格案の修正を行うか否かについて挙手で決議し、4/5以上の賛成で可決された場合は、エディトリアルを超える修正なので、現在行っている公衆審査を終了し、再度書面投票の実施を経て、2ヶ月間の公衆審査を実施するプロセスで扱うこととなった。

審議の結果、今回提案された規格案の修正を行うことについて決議したところ、賛成16名、反対11名、保留2名となり、全出席委員の4/5を超える賛成を得られず否決された。したがって、今回提案された規格案の修正は行わないこととなった。

今後、公衆審査終了後、公衆審査意見対応を次回の規格委員会で審議し、発刊準備することになる。

主な質疑・コメントは下記の通り。

・資料 No.39-3-1 添付の「原子炉の運転に関する業務」の種類の実用炉の運転業務の注記 b) の記述と、No.39-3-2 の公衆審査意見対応欄の脚注 b) とでは、記述が違うが同一のものではないのか。

従事する業務というのは、運転員が原子炉施設を設置した事業所において従事する業務をいうもので、基本的には同じ内容である。

・資料 No.39-3-2 の脚注 b) では「核燃料物質が廃止措置対象施設に存在しなくなるまでの間」とされているが、「存在しなくなった後」はどのように考えればよいのか。

「存在しなくなった後」の係数としては0(ゼロ)となる。

・廃止措置対象施設から核燃料物質がなくなった後も、廃止措置段階の原子炉施設という位置付けか。原子炉施設から核燃料物質が取り出されてなくなったら、その施設では運転する業務がなくなると考えている。

・廃止措置段階という定義は、核燃料物質がなくなった後は廃止措置段階ではないということか。この規程において、対象外と考えている。

・取り扱いについて事務局から説明すると、今回規格案の修正について運転・保守分科会より提案が

あったため、規格委員会として、まず、修正を行うか否かについて挙手で決議する。4/5以上の賛成で可決された場合は、エディトリアルを超える修正なので再度書面投票を実施する。書面投票で可決されたら、規約の「改定の議案を決議した場合」に当たると考え、再度2ヶ月間の公衆審査を実施する。書面投票で否決となった場合は、通常の見解対応を実施する。

一方、最初の挙手により修正しないことが決議された場合は、今回の規格案は修正せず、対応については運転・保守分科会において追補又は次回改定での対応あるいは規格案について取り下げて最初からやり直し等を検討していただくこととなる。

・現在行っている公衆審査は、どういう手順でどう処置するのか。

現在の公衆審査は終了という形で周知させていただき、可決された新しい案で再度2ヶ月間の公衆審査に入ることを周知し実施する。

・現在行っている公衆審査については、期間を短縮するということか。

継続しても意味がないので打ち切りとし、新しい案でそこから2ヶ月間で実施する。

・公衆審査としている以上、終了することについてアナウンスが必要だが、現行を中止し新たな案で行うことをセットで周知した方が分かりやすいのではないか。

公衆審査については電気協会のホームページで周知しているので、現行案の打ち切りと新しい案で再度受付を始めたことを周知する。

・それは誰の責任でやるのか。

規格委員会として、まず、改定が必要か否かについて判断する。改定が必要と判断された場合は、その案について再度2ヶ月間の公衆審査を実施する。改定された案で公衆審査を行うことを決議された場合は、今行っている公衆審査は意味がなくなるので、改定されたことを事務局を通じてアナウンスし、新しい案について公衆審査を行うこととなる。

・公衆審査において重大な意見が出されたという例は、過去にあるのか。もし例があるなら、その時にどういう対応をしたのか、その経験を参考にしながらやっていくということが重要だと思う。その情報がなく、その時その時で判断していくと、首尾一貫性がなくなるが、その点を確認したい。

意見があって修正した例として、エディトリアルな修正の例は多々あるが、それを超えるというのは少なくともここ数年間で経験はなく、初めてのケースと思われる。以前にあった例としては、公衆審査の途中で規格委員会で審議いただいたケースが品質保証分科会関連の規格であったが、あくまでエディトリアルな範囲のものであった。

・運転・保守分科会から規格案の修正の提案を出されているが、今、公衆審査中というプロセスであることと、これまで規格委員会の書面投票として一次投票及び二次投票で審議されてきた経緯を踏まえて、今、規格案の修正を実施するのか、それとも現状の公衆審査の案で進め修正しないこととするのか、まず、委員の方々に判断していただくのが適切ではないかという事務局からの提案についてご意見を伺いたい。

・今の公衆審査をそのまま続けて、終了後最終的に出された意見に対する対応ということで案を修正する方法もあるが、それをすると時間的にかかるので、意見が分かった段階で対応を変えるというのが主旨なのか。

・公衆審査が終了するまで待ち、いただいた意見に対してそれぞれの対応案をここで審議し、必要に応じて改定案を出すというのが通常のプロセスだと思うが、今回のように公衆審査途中でイレギュラーな解釈をして、代案をもう一度出して前のものを取り下げるというプロセスを踏むのは、何か必要性があるのか。

今回の公衆審査で出されたコメント内容は、これまでの規格委員会の書面投票でも同じようなコメントが出されており、今回の公衆審査でもいただいている。エディトリアルなものであれば、公衆審査終了を待って対応できるが、今回はそれを超えるコメントなので、直さなければならないものであるならば、早い段階で上程し判断を仰ぎたかったことから、新たに修正案を作り、再度公衆審査を行えば、いたずらに待つこともないだろうと考えて今回こういう形で提案した。端的に言えば、早く成立させたいと考えるとイレギュラーになってしまうが、この場で修正案を提示した。

・中味よりもプロセスに関してだが、これまでも書面投票で反対があっても委員会として合理的な判断があって通し、公衆審査にかけて発刊という多くの手続きを踏んでいる。今の説明では、書面投票時に出された意見がまた公衆審査でも出されたということだが、それであれば最初の規格委員会の書面投票で出てきたコメントに対して、できるだけ合意形成を図るように慎重な審議をすべきだったと思うが、今この段階で、しかも過去にないプロセスを踏んで、敢えて再度公衆審査をするような必然

性が、先程の提案説明では必ずしもそこまで強いものがあるとは見えてこなかった。例えば、国がエンドースする時点でも差し戻しになることもあり得るので、時間のことを考えてということが良いのか、規格を策定していくプロセス全体の大きなルールの中で考えて、それでもなお必然性があるかという点も少し議論した方が良いのではないかと思われる。

・委員長としても、分科会に対してこの場でそういう説明をしていただきたいとお願いしていたが、今のご意見は、そう言う趣旨の説明になっていないということだ。

・事務局からの提案は、この案について可否を問う決議をする前に、通常のプロセスとして公衆審査が終わるまで待った後にもう一度運転・保守分科会から本日以上の修正案の提示及び説明していただいたうえで審議した方がよいのか、それとも今日提案いただいた規格案の修正について修正する方向で今日議論を進めるかどうか、どちらかの判断をお願いするものである。

・規約の手続きについての確認だが、第15条第2項には、「一般公衆から意見があった場合、委員会は当該意見を審議し、必要に応じて議案の修正案を決議し、その結果を文書等により公表し、意見提出者にこれを連絡しなければならない。ただし、この審議結果に対する意見募集は行わない。」とある。今回の係数修正については、変えるかどうかの議論もあるが、変えた場合に、今ここで議決をして公衆審査をやり直すということになれば、係数0.8に対してもう一度公衆審査のプロセスが組めるが、逆に言うと公衆審査を終わらせてしまえば、係数0.8は規格委員会の決定だけで終わり、係数0.8に対して公衆審査にはかけないという手続きという理解でよいか。

ルール上はそうのように読めるが、そこをどう判断するかというところが問われていると思っている。これだけ大きなエディトリアルでない修正をすることになるので、念のため公衆審査をやって、更に意見を伺うという丁寧なやり方が否定されているものではないと理解している。しかしながらその期間をフルに2ヶ月間取るかどうかについては場合によっては議論していただく必要があるかも知れない。

第15条第2項の「この審議結果に対する意見募集は行わない」というところで、締めることも考えられるが、やはり中味が変わるので、第15条第1項の「規格の制定、改定、あるいは廃止を行う議案を決議した場合は、2ヶ月間の公衆審査を実施する」というところに戻るのではないかと考えて、再度公衆審査にかけるのが適切ではないかと提案した。

・多分、想定していないことが発生しているということだと思うが、今の説明だと第2項が事実上機能していないこと、2ヶ月間の公衆審査の短縮規約も無いことを考えると、本来なら規約をしっかり見直し、こういう場合にも対応できるようにすることになるのではないかと思われるが、今の状況であるところの1項、2項をそのまま活用するのであれば、公衆審査を再度行うプロセスに入る方が現行の規約の読み方としてよいと理解して良いか。

委員長としてはそのように理解している。事務局もそれに基づいた提案である。

・規格委員会の書面投票時に反対意見があったが、これはあり得ることだ。それとシンクロナイズした意見が、また公衆審査の時にみられるということもあり得ることだ。それは反対意見に対してそれなりの合理的な検討判断があり、議決されて処理が進んでいる訳である。公衆審査にも出てきた意見を十分検討したらやはり書き替えた方が良かったということになると、最初の段階でもう少し慎重な検討をすべきということであるし、もしそうだとすると、ルールや大きな枠組みを変えるよりも、淡々と先まで行って発刊し、その後対処するやり方もあるように思われる。この公衆審査の規約はあくまでエディトリアルなものを想定した規約になっているので、少し理解しにくいところがある。

・規格委員会での書面投票の対応を踏まえると、それと同等であって対応をこう考えますというのがあるとすると、同様の対応でしたということ添えて意見者に回答し、発刊準備に入れるのだが、発刊される前に修正をかけられる可能性はあるのか。

実績から言うとなし。

・公衆審査が終わったらすぐ発刊準備に入るのが、大前提で、修正は発刊後になる。

・今後、1月14日まで公衆審査を続けていくことになるが、それを締めたときの公衆審査の対応というステップが発刊前に入ってくるのではないか。

公衆審査で意見が出されているので、公衆審査意見対応を踏まえてから発刊準備ということになる。

・今後こういうことに対してどう対応すべきか、場合によっては今回の例が単に例外ではすまされないこともあり得るので、すぐに答えは出ないかも知れないが、書面投票の意見対応も含めた形で基本方針策定タスクにて検討していただきたい。

(5) 書面投票意見対応案の審議

1)JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程の適用指針」附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]20XX年追補版(品質保証分科会)

渡邊氏(東京電力・品質保証検討会主査)及び大石氏(品質保証検討会)より、資料 No.39-4-1~No.39-4-3に基づき、JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程の適用指針」2010年追補 附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]の書面投票意見対応案について説明があった。

本件は、第38回規格委員会書面投票の結果、反対1票により否決されたため、品質保証分科会において意見対応案を検討し、反対意見者に対して反対意見を取り下げるかどうか確認した結果、反対意見継続の連絡あり、規約第14条第3項三号に則り、意見対応案の審議を実施するものである。

審議の結果、書面投票意見対応案について過半数以上の賛成で可決され、書面投票(2次投票)へ移行することになった。

なお、今後の進め方は下記の通りとする。

- ・規約第14条第3項三号に則り2次投票となるため、反対意見付き反対票があっても3分の2以上で可決
- ・書面投票期間は、12/16-12/27(12日間)で実施。
- ・書面投票の結果、可決された場合は公衆審査に移行(2か月間)。なお、公衆審査開始までの編集上の修正については、委員長、副委員長、幹事に判断を一任。
- ・公衆審査の結果、意見提出が無い場合は成案とし、発刊準備に移行
- ・編集上の指摘が意見としてあった場合は、委員長、副委員長、幹事の判断による編集上の修正を承認頂き、修正内容について委員に通知し、発刊準備に入る。
- ・編集上の修正を除く修正がある場合は別途審議(書面審査又は委員会審議)
- ・公衆審査で意見が無く、以降発刊までの編集上の修正については、出版準備(校閲)の範疇として、分科会の責任で修正を行う。

主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・反対意見1点目の中立的立場に関しては基本的には「直接関係した部門の者」が分析チームに加わっても良いと思うが、規格としてこの様に決めるのは良くない。原則的にはそういった範疇は規格としては決めずに、そのような人を参加させるかどうかはリーダーの責任で判断し理由を明確にして参加させるべきだということが必要である。2点目はチームリーダーの職位だが、どういう職位の人がなろうともあくまでリーダーであるということを明確にすべきで、職位の上下でリーダーを判断してはいけないと言うことを申し上げたものである。

今の意見について分科会で審議した結果、中立性についてはあくまでも例示として明確化のために示したものであるということから、今回示した回答となった。職位については色んな考えがあるかと思われるが、分析チームについてはどの様な構成であったかという説明責任もあるので、それを明示的にかつ中立性も含めて行う必要があることから分かりやすくしたものであり、今のままで良いというのが分科会の総意である。

- ・資料 No.39-4-2「3.根本原因分析とは」の記述で、「組織要因を分析し、…」とあるのは、組織要因が分析対象になっているように読めるのだが。根本原因分析をやった結果、組織要因があぶり出されるという様に理解してよいか。

元々、根本原因分析として、直接原因分析を踏まえて組織要因を分析し、マネジメントシステムを改善する措置をとると定義されている。この定義と整合するように記載を見直したというのが今回の提案である。

- ・3.(5)は良く判るのだが、今回訂正された朱記部分は端折りすぎていないか。

端折ったということではなく、明確化を図ったものである。

- ・根本原因分析で色々と言葉の定義がされている。原子力の場合の根本原因分析はこういうものだという考え方は、QMSと関連づけて取り上げられている様だが、マンマシーンシステムの研究分野においては、運転員がアラームの鳴っている計装盤を見て何がアラーム発生の根本要因かを分析することを意味している。同じ原子力でも、定義が大分違うので混乱を起こす訳だが、全体として国際的にみた上で、対比的な標準がある様に思われるので、その調査をお願いしたいと思っている。日本だけが特化してやっていると国際ルールからずれた様な感じになるので、これからは日本のシ

システムオペレーションを輸出することもあり得るので、世界の考え方と外れていないことを確認するよう、分科会で対応をお願いしたい。

2007年にNRCのNUREGとか、RCAでの研修テキストを踏まえて大きな矛盾のない範囲でガイドを作成し、見直してきたつもりである。大きく離れている所として認識しているのは、NRCでは「プログラム要因」という言葉を使っているが、我々は「プロセス要因」とし、マネジメントシステム改善としてそのプロセスの悪さを含めたものとしている。それ以外に大きな違いはないと考えている。

- ・分科会から今回の書面投票に関し委員長の許可を得て棟近品証分科会長よりの伝言が紹介された。第17回規格委員会議事録(H16.12.21)の議事録に、飯塚品証分科会長(当時)より反対意見として複数の理由を記載する場合には、反対の理由となっている項目がどれであるのかを明確にすること及び代替案を記載しない場合には少なくともその項目についてどのような対応をすべきか示唆することとの意見が出され、了承された記録が残っている。これに基づいて今回の書面投票の結果等を考えた時に、もう少しこの履行をお願いしたい。
- ・反対理由を明確化して頂きたいと言うことは既に書面投票用紙で皆さんにお願いし、ご了解いただいていることと思われる。しかしながら複数の理由を述べられる場合には、主たる理由はどれか明確化して頂くことは必要なことで、以前の議事録にも残っていることから再度お願いをしたいと言う事である。

もう一方で、中間報告等審議をしたうえで、書面投票に移ると言う事なので、中間報告での議論をもう少し深めて頂くことも考えている。これら分科会にお願いすることについては、分科会幹事も入って頂くタスクで検討をお願いしたい。それともう一点、今回の背景として、追補版という形で改定を提案頂いているもので、追補版についてはどこがどのように改定されたのかということについて、提案側としては明確なのだが、審議する側は全体についても意見を提示することになり、分科会の意図したことと反対の方向に行く可能性があり、通常の規格案と比べて追補版をどう取り扱っていくかということについて多少議論すべき論点があるかと思われる。そういう観点から規格委員会でも効率的に審議を進めるということも検討すべきであると考えているので、効果的、効率的に審議を進めるという観点から各分科会の意見を頂きながらタスクで検討頂きたいと思っている。今まで議事録レベルでこういう様に考えるべきだと言うものについても、当然整理が必要だと思っているので、もし確認すべき点があればタスクの方で検討をまとめて頂きたい。少し大変なことになるかと思われるが、検討をお願いしたい。

2) JEAC4216「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法」制定案 (構造分科会)

富松氏(三菱重工・破壊靱性検討会主査)より、資料 No.39-5-1 及び No.39-5-2 に基づき、JEAC4216「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法」制定案 について説明があった。

本件は、第38回規格委員会書面投票の結果、保留2票で可決されたもので、構造分科会において保留意見、賛成その他意見の対応案を検討した。規格案の修正を伴うことから、運営規約細則4.3編集上の修正の審議細則に従い、委員会での審議を実施するものである。審議の結果、編集上の修正として、本修正案で可とすることについて、全員賛成により可決された。

今後の進め方は、準備が整い次第、2ヶ月間の公衆審査を開始することになる。

(6) 基本方針策定タスク案件の報告

1)基本方針策定タスクにおける課題対応について

a.原子力規格委員会 10周年記念事業について

事務局より、資料 No.39-6-1 に基づき、原子力規格委員会が来年3月に、設立10周年を迎えるため、記念事業についての検討状況を紹介した。なお、詳細については今後タスクで検討し、決定次第お知らせする。

b.本文/解説の記載内容について

事務局より、資料 No.39-6-2 に基づき、電気協会の規程・指針に関する本文/解説の記載内容についての説明が報告された。

(7) その他

1) ISO 規格の検討状況について

- 事務局より、資料 No.39-7 に基づき、ISO TC85/SC6 所管の規格 ISO 6258:1985 Nuclear power plants - Design against seismic hazards の定期改定の依頼に対し、検討結果の報告があった。
- ・耐震設計分科会で出た話として、近い将来に、日本の原子力技術が輸出されるようなことになれば、耐震設計指針 JEAG4601 の国際化という問題について慎重にかつ真剣に議論する必要がある。また JEAG と ISO 規格 6258 の関係について国際化という観点から検討する必要があると思っている。

2) 規格基準連絡会について

事務局より、資料 No.39-8-1 に基づき、学協会規格類協議会と規格基準連絡会の役割の明確化についての紹介があった。

主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・構成の(3)の関連団体というのは、オブザーバとしてなのか常時参加者としての参加を求めているということなのか。
- 必要に応じて参加して頂く団体、具体的には原子力技術協会等であるが、その位置付けを明確にしたいと考えている。

3) 次回開催日について

- ・第 40 回原子力規格委員会の開催は、平成 23 年 3 月 11 日(火) 13:30～とする。

議題としては下記を予定

- ・規格委員会委員、分科会委員の再任決議
- ・平成 23 年度活動計画の審議
- ・功労賞表彰
- ・10 周年記念行事(当日の午前：座談会、記念パーティ)他

以上